

# 第XI章 運営・体制の整備

## 1 節 運営・体制の整備の方向性

本節では、第VI章4節の現状と課題、第VII章の大綱を踏まえ、史跡の運営・体制の整備の方向性を示す。

### ●飯田市は史跡飯田古墳群の管理団体としての役割を担う

史跡飯田古墳群の管理団体である飯田市は、文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、史跡の保護に係る諸事業、行政事務等を適切に行う。なお、管理運営にあたっては、土地所有者等関係者の理解と協力を得ながら進める。

### ●地域や多様な主体と連携・協働して保存管理・活用を進める

地域住民及び地域自治組織、さらに市民団体等多様な主体が連携・協働して、史跡の保存管理・活用を図ることができる体制づくりを進める。

### ●関連行政機関との連携強化を図る

史跡の保存管理にあたっては、文化庁、長野県教育委員会の指導・助言のもと、飯田市教育委員会事務局が中心となって適切に行う。また、史跡の保存活用にあっては、市の諸事業との連携や土地利用等に関する情報共有を図るために、市の関連部局との連携・調整体制を強化する。

## 2 節 運営・体制の整備の方法

史跡飯田古墳群の保存活用にあっては、土地所有者等関係者、地域自治組織及び地域住民、関連諸団体、関係行政機関等との連携と協働が不可欠であることから、本節では、管理運営・体制に係る整備の方法を示す。

### 1. 史跡の管理団体による管理運営

史跡飯田古墳群の管理団体である飯田市は、文化庁や長野県教育委員会の指導・助言のもと、文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、史跡の保存管理のための現状変更等の行政事務、管理に必要な施設等の設置、保存及び活用に必要な整備、指定地の災害等非常時の対応や応急措置等について主体的に行う。本保存活用計画に基づき、保存活用に係る事業を推進するが、史跡やその周辺の状況の変化を考慮して10年を目途に計画の見直しを図る。

なお、史跡飯田古墳群の指定地は民有地が大部分を占めることから、飯田市は土地所有者等関係者の理解と協力を得て、史跡の適切な管理に努める。

2. 土地所有者等関係者の協力による適切な管理

土地所有者等関係者の理解と協力を得て、史跡の適切な維持管理に努める。

土地所有者等関係者は史跡指定地内で現状変更等を行う場合は、史跡保存の重要性を十分に踏まえ、飯田市と事前に協議を行った上で現状変更等の申請等の手続きを進める。また、土地の登記事項に変更があった場合は、変更届の提出をすみやかに行う。

3. 史跡が所在する4つの地区との連携・協働による管理運営

古墳保護団体は史跡指定前から各地区にあり、それぞれの事情に合わせて独自の活動を行ってきた。飯田古墳群の史跡指定が実現した背景には、地域住民による地道な保存継承活動がある。史跡として指定されたことを機に、それぞれの自主性を尊重しながらも、連携した活動を推進するための体制を整備する必要がある（図26）。

飯田市は史跡の保存管理を円滑に進めるために、史跡指定地の土地所有者等関係者、古墳保護団体、地域と連携・協働した管理運営体制を整備する。また、史跡の活用を進めるために、各古墳保護団体が連携・協働しやすいよう連絡調整を図り、その活動を支援する。

なお、第VI章4節の現状と課題でも述べたように、土地所有者や活動の担い手の高齢化が進み、管理や活動の継続が難しくなっている。地域資産としての史跡の保存活用が持続可能なものとなるよう、市としては活動そのものを支援するだけでなく、諸活動の活性化を図る新たな人材の発掘、育成支援にも努める。

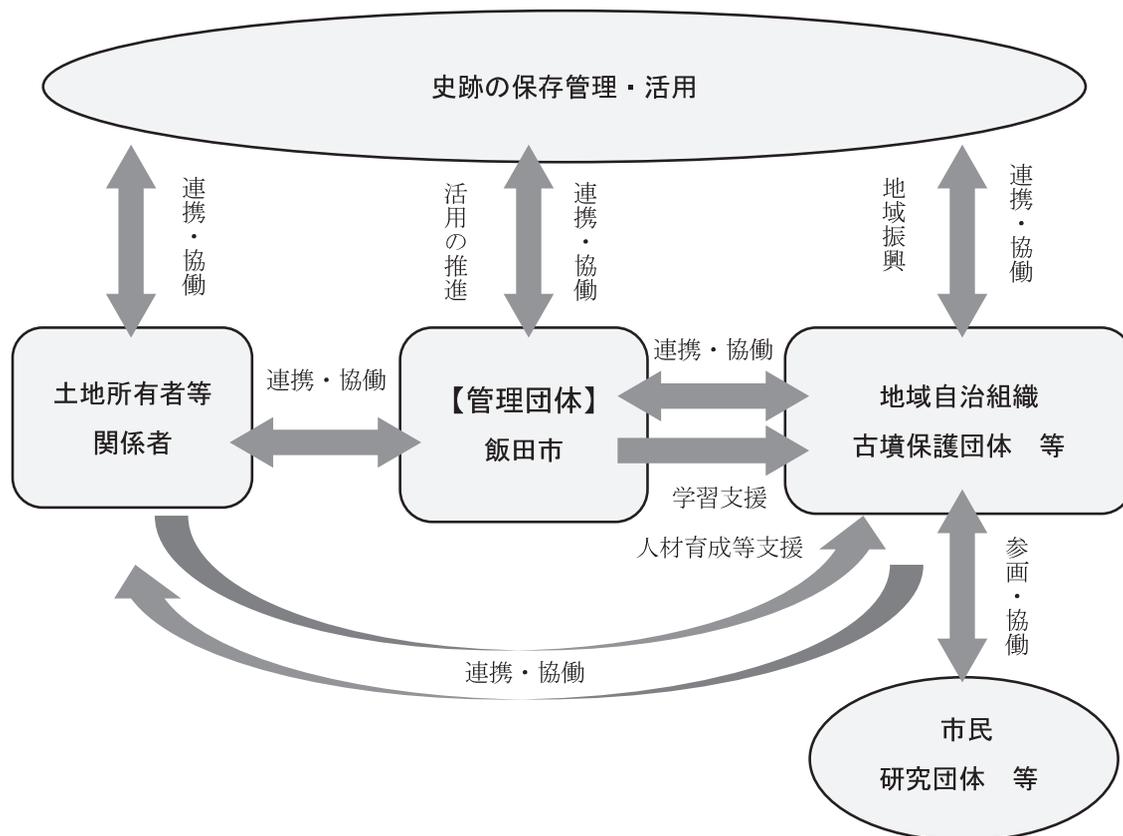


図26 地域連携のイメージ

4. 行政の連携体制の整備

史跡飯田古墳群の保存活用は飯田市教育委員会事務局が中心となっていくが、将来的な史跡整備や歴史文化資産との一体的な活用に必要な環境整備等にあたっては、飯田市建設部や産業経済部等の関連部局と飯田市教育委員会事務局が部局横断的な体制を構築して進める（図27）。また、史跡等の保存・活用に影響を与えるリニア中央新幹線及び関連諸開発についても、リニア推進部等関連部局との連携・調整体制を強化し、対応する。

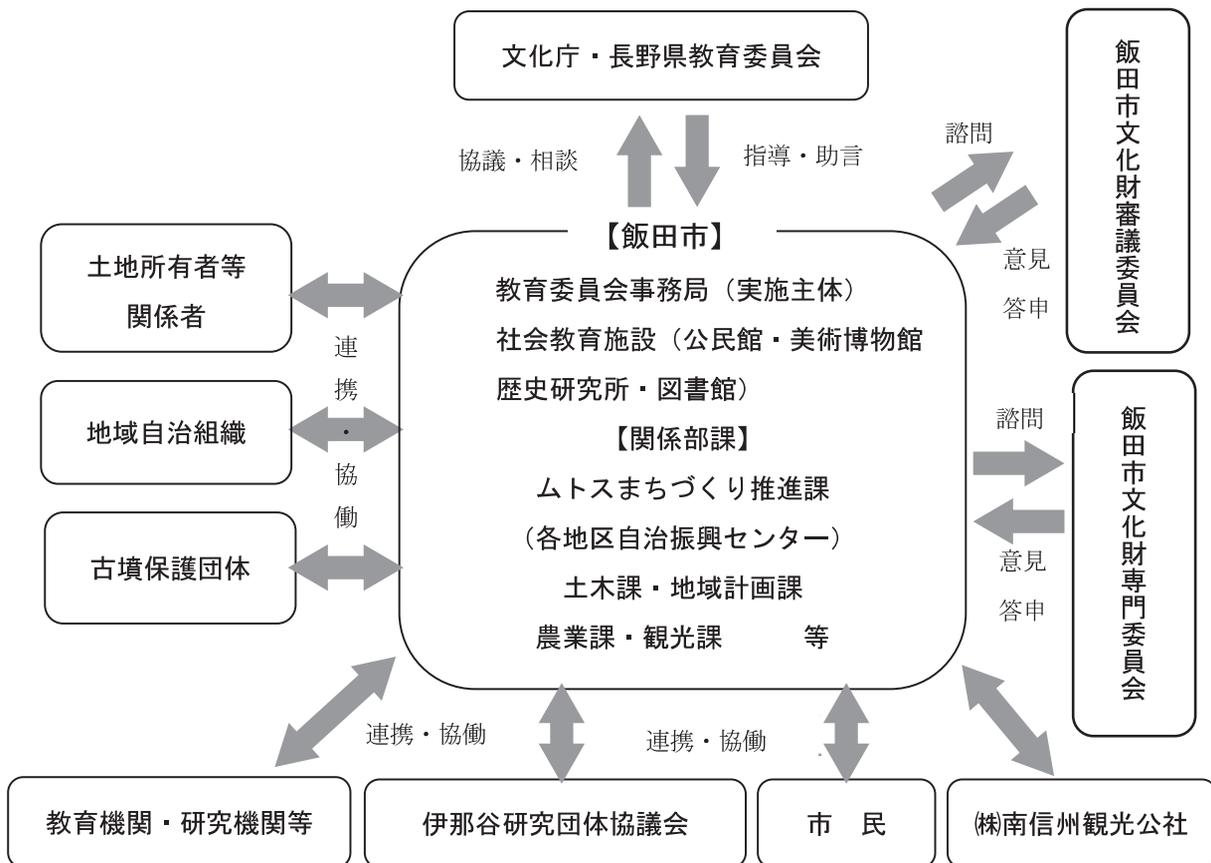


図27 事業推進体制のイメージ